

有限責任と企業形態

後藤, 泰二

<https://doi.org/10.15017/4475304>

出版情報 : 経済学研究. 47 (5/6), pp.151-163, 1983-03-10. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

有限責任と企業形態

後藤 泰二

はじめに

株式会社成立の指標をめぐる、従来ふたつの理論が展開されてきたことは周知のところである。ひとつはこれを全出資者の有限責任制の確立に求め、他のひとつはこれを譲渡自由な等額株式制の成立に見出すというものであった。以来、多くの論議を呼んできたのであるが、そのひとつに宮田美智也「株主の有限責任制と擬制資本の論理」（金沢大学法文学部論集，経済学篇 19・1973年）という論文がある。この論文は、株式会社の資本集中形態としての経済的意味を明らかにすべく、これを企業形態論と擬制資本論との統一において把握しようとした意欲的な論文である。従来からの理論とは若干、趣を異にするが、表題からも知られるように、株式会社の形態的特質を有限責任制に求め、他方の理論を批判されたものである。批判の対象となったのは主として、馬場克三著『株式会社金融論』（森山書店，1965年）である。しかしながらその批判は、多くの点において馬場理論の理解に問題を残しているように思われる。以下その諸点を指摘しようとするものであるが、紙数の関係上、本稿はそのうち企業形態論と目される部分にとどめ、自余の部分は次稿にとりあげる予定である。

そこで宮田教授の所説を簡単に要約しておこう。企業形態が資本の結合形態として、合名会社→合資会社→株式会社と発展してきたものであることはいうまでもないが、宮田教授はこの

三つの形態の差異を規定する要因として、資本リスクの負担形態が異なるという点をあげられるのである。つまり、出資者の全員が出資額を超えてでも企業の損失に対してはこれを負担しなければならないという無限責任であるのか、それとも、出資額以上は負担する必要のない有限責任であるのか、あるいは、出資者の一部は無限責任であり他の一部は有限責任であるのか、という違いをあげられるのである。したがって教授にとっては当然のことながら、株式会社の資本結合形態としての特質は、出資者たる株主が全員、有限責任であるという点にあることになる。

株式会社の形態的特質がそのように株主の有限責任制に求められることになると、資本集中形態としての株式会社の意義もまた当然にこの有限責任制におかれることになり、宮田教授は、有限責任制が資本集中を容易にするその根拠が明確にされなければならないと主張される。そしてその根拠は、資本リスクの負担を他者に転嫁することにあるとして、株主の有限責任制を責任リスクの「転嫁」制と規定されるのである。この「転嫁」制は、教授によればふたつの側面をもつものであって、ひとつは株式への出資という側面からする「会社資本」への「転嫁」制、他のひとつは株式の売却という側面からする買手に対する「転嫁」制であり、前者が第1節「資本リスクの負担関係と企業形態」として、後者が第2節「株主の有限責任制と株式の流通」として展開されることになると

いわれるわけである（宮田，前掲論文——以下同じ——55～59頁）。

宮田教授はおよそ以上のように序を記されたのち，第1節を展開されるのであるが，そこでは前半が自説，後半が主として馬場理論批判となっており，第1節全体を通じて，「資本リスクの負担関係」からみた企業形態論および企業形態論批判となっているわけである。本稿が対象とするのは主としてこの部分である。

I

宮田教授によると従来，企業形態論にはふたつの型があった。ひとつは，企業損失に対して資本拠出者がこれを負担するその範囲や程度を基準として企業形態の違いを規定しようとするものであって，対外損失の存在に注目するのであるから，当然その企業形態のとり資本結合の度合いの強さ・一体性の程度が重要となってくる。従ってそこでは，結合資本外部の債務に対して出資者がこれにどのようにかかわっているかが議論の中心となる。これに対して他のひとつは，もっぱら結合された資本内部の事態，すなわち資本の支配・被支配の關係に着目してその違いから企業形態の差異を説明しようとするものである，と（宮田——60頁）。

宮田教授はこのふたつの企業形態論のうち前者を自説とされ，これを以下のように展開されるのである。すなわち，企業は特別利潤の取得を目的とするものであることから，不断に競争に直面し資本増大の必要に迫られるものであるが，しかし他方ではその同じ競争のゆえに企業は結果的には損失を蒙らなければならないことになるかもしれないのであって，このようなリスクの伏在に対し，企業は資本の結合にあたってはその負担形態を問題とせざるをえないこと

になる。つまり，資本拠出者のうちだれがどのようにこの損失＝債務リスクを負担するのかという責任分担の問題が生ずることになるのであって，この「責任分担形態の違いのあることがいわゆる企業形態の区別として現われるのである」（宮田—60頁）と主張されるのである。

この主張に対してはしかしながら，ここで直ちにひとつの疑問が生ずる。たしかに宮田教授のいわれるように，企業は損失発生という事態に遭遇しうるものである。従って，その側面から企業形態の差異を捉えようという考え方が生れることは分らないことではない。しかしながら企業は，損失を回避し利潤をあげ事業を拡大してゆく場合もあるのであって，その方がむしろ通常の場合であることはいうまでもないことである。とすると，この側面から企業形態の差異を捉えようという考え方もありうる筈であって，宮田教授はなぜこの側面にはふれずにリスクという側面ばかりを強調されるのであろうか，という疑問が生ずるのである。

と同時にいまひとつ，こういう疑問も生ずるのである。それは，「このようなリスクの伏在にたいして，資本を結合するにさいし，その負担形態が問題とならざるをえない」（同上）といわれることに対してであるが，およそ事業へ出資をするということは，そのことのなかにすでに，損失については無限に責任を負うということが当然のこととして含まれているのではないか，それが出資なるものの本来の姿ではないか，ということである。従って出資者が複数であるときは，連帯して無限責任を負うということもまた，出資に伴う当然のことではないかということなのである。つまりそこでは，「負担形態」などもともと問題になりようがないのではないか，ということなのである。にもかかわ

らず無限責任と有限責任という「負担形態」の違いがあるとすれば、本来、無限責任であるべきものがなぜ有限責任になったのか、従ってなぜ企業形態に差異が生じたのかという、無限責任形態から有限責任形態への転化がまず問題とされなければならない筈である。ところが宮田教授はいきなり、「資本拠出者のうちだれがどのように負担するかという責任分担形態の違いのあること」(同上)を問題にされるのである。はじめから「分担形態の違いのあること」をとりあげられるのである。従って教授は、議論の出発点に有限責任の存在を前提しておられるのである。「責任分担形態の違いのあることが、いわゆる企業形態の区別として現われる」(同上)という一節がそのことを示している。無限責任と有限責任という「責任分担形態の違いのあること」がそこにはすでに前提されている。そしてそのうえで「企業形態の区別」が論ぜられるのである。今から論ぜらるべきものがすでに前提されて論ぜられるということになるわけである。従って「企業形態の区別」はせいぜい分担「引受の範囲・程度」(宮田—60頁)にすぎないということになり、無限責任か有限責任かという「区別」ではないことになるわけである。

続いて宮田教授は次のようにいわれる。このように企業形態の差異が責任分担形態の問題であるとする、それはまず資本拠出者相互間の問題として現われること上述のとおりであるが、同時にそれは債権者の存在を予定するものとして資本拠出者を債務者とする企業外部との関係の問題でもあることになり、ここに「企業自体」の「介在」が生ずることになる。「『企業自体』範疇の成立とは、資本の結合体である企業それ自体が、それを構成する資本の拠出者と

は区別された、独立の『人格』として存在するものと擬制されること」であって、この「人格」が企業資本の「所有者」つまり資本所有の「主体」、従って債務支払「能力者」つまり債務支払責任の「主体」とみなされることになる。いわゆる法人である、と(宮田—61頁)。

このように「企業自体」は資本結合の一体性を示すものであるが、この一体性の程度の差が資本拠出者相互間の分担形態と組合わせられると、そこに企業形態の差異があらわれることになる。すなわち、資本拠出者の人的性格が最も強い合名会社では「企業自体」の一体性は最も弱く、株式会社の場合に最も強い。合資会社はその中間に位置し一体性としては合名会社に近い。かくて合名会社は無責任出資のみから、合資会社は無責任出資を核として、これと有限責任出資との結合から、そして株式会社は有限責任出資のみから成る、という企業形態の形態的特質ができあがるのである、と(宮田—61～62頁)。

ここでもまたひとつの疑問が生ずるのである。すなわちさきにもみたように、事業への出資は、本来、損失に対する無限責任を当然のこととして予定するものであるが、そのことは、無限責任が債権者に対して、直接、果たさるべきものであることもまた当然のこととして含んでいるのではないか、という疑問が生ずるのである。換言すれば事業への出資は、もともと他者を介在させるような形態であってはならないのではないか、直接に無限責任を負うことこそが出資者の本来的資格であったのではないか、ということなのである。にもかかわらず他者を介在せしめる出資形態があるとすれば、そのような形態への転化がまず論ぜらるべきではないか、他者を介在せしめない形態から介在せしめ

る形態への発展が論ぜらるべきではないか、それが企業形態論の第一の課題ではないかと考えられるのである。

ところが宮田教授はその発展を論ずることなく、はじめから「企業自体」という他者の介在をとり出されるのである。もちろん教授は『『企業自体』の成立という問題から始め、その明確な展開に基いて……リスク分担関係を取扱う』といわれる。しかしそこでの展開は、さきに引用あるいは要約したように、まず『『企業自体』範疇の成立』が定義づけられ、「企業自体」が「人格」、「主体」、「所有者」、「能力者」、法人等々に換言され、続いて、「ついにはこのような『企業自体』として成立するにいたる資本結合度合いの強度性について」(宮田—61~62頁) 各企業形態が比較されるという記述の運びとなっているのである。「企業自体」を介在せしめない形態から介在せしめる形態への転化は論ぜられないままに、である。従って宮田教授にあっては『『企業自体』の成立という問題から始め』ということとは、すでに成立している「企業自体」を説明の出発点におくということであって、直接無限責任から「企業自体」の成立を説くということではなかったわけである。『『企業自体』の成立』が前提されて、そのうえで企業形態の差異が説明されるということであったのである。従ってそこでは各企業形態の差異は、介在度の深淺として、一体性の強弱として説明されるにとどまるのである。

宮田教授は企業形態論を以上のように展開されたのち、株式会社の有限責任出資についてその形態規定性の意味を明らかにすべく、これを合資会社の有限責任出資と比較して次のように説明される。すなわち合資会社の有限責任出資は、その資本リスクを無限責任出資に肩代り負

担させているものであり、合資会社のこのような人的結合性が、資本リスクの最終的負担を結合資本そのものに「転嫁」することを不可能にしている原因である。これに対して株式会社の有限責任出資は、その資本リスクの肩代り先を「企業自体」という独立の「人格」においており、これに責任を「転嫁」という擬制的関係に立っている。従ってこの「企業自体」範疇の成立は、一方では「所有主体」・「自己資本」範疇の確立を意味し、他方では企業債務に対する「担保資本」の範疇化を意味するものである、と(宮田—62~63頁)。

ここでもまたさきに続く疑問を述べておこう。宮田教授はここで、有限責任制のもつ責任転嫁制としての意義を合資会社と株式会社とについて比較され、その違いを説明しておられるのであるが、事業への出資がもともと直接の、連帯した無限責任であることからすれば、この責任は本来、他者へ転嫁さるべきことであってはならないのではないか、自己の責任とさるべきことではないか、というよりもむしろ、他人の責任とされてはならないのではないか、という疑問が生ずるのである。にもかかわらず現実には、他者へ転嫁する企業形態が存在しているのであるとすれば、そのような形態へと発展していった過程がまず解明さるべきではないか、それこそがここでの企業形態論の課題ではないか、という疑問が生ずるのである。ところが宮田教授の説明は上述のように、合資会社の転嫁と株式会社の転嫁との違いを比較するにとどまり、転嫁されえない形態から転嫁されうる形態への転化には触れられないままなのである。従ってそこでは転嫁が前提されたうえで転嫁が論ぜられることになり、転嫁先の違いが強調されるにすぎないことになるわけである。

ところで宮田教授は、このように責任を「転嫁」された、従ってこれを「引受けた」株式会社資本は、どのようにしてその「意思」を決定するのかと論を進められる。合資会社においてはそれは無限責任資本によって行われ、有限責任資本は「意思」決定過程から除外される。これに対して株式会社では、「企業自体」が「自己の意思」を決定する。資本の運営権は資本リスクを「引受」ける契機に帰属するからである。もちろんその場合、株式という出資資本各片を「人格」化して、それぞれに一票の議決権を認めるというもうひとつの擬制関係が追加され、出資資本量の多寡に応じた経営決定権が株主に帰属する。「企業リスクの負担を根拠としてのみ資本機能はその主体に帰属することになるというわれわれの一般的規定は、株式会社では、現実的には株主が経営過程を支配するというようになって現われるけれども、それは以上のような擬制関係を基礎とすることによってのみいえるものである」(宮田—64頁)と宮田教授は主張されるのである。

最後にこの議論に対しても疑問を提起しておく。ここでは教授は結論的に「リスク『引受』の契機にたいして資本の運営権が帰属することになるというのが、われわれの論理である」(宮田—64頁)といわれる。しかしながらそれは自明のことである。なぜなら、所有する資本を事業へ出資し、もって利潤を取得しようと企図するほどのものが、対外的には無限にそのリスクを引受け、対内的には事業の運営権を一手に握るべきものであることは、もともと当然のことであって、改めて「論理」とするまでもないことであるからである。つまり事業への出資者にとって、無限責任の負荷と資本機能の把持とは本来、表裏一体の事柄である筈であ

る。にもかかわらず実際に、有限責任しか負担せず、資本機能を把持しない出資者がいるとすれば、企業形態論としては、そのような出資形態への推移がまず論ぜらるべきことである筈である。合名会社から合資会社への推移がまず論ぜらるべきなのである。

ところが宮田教授は「まず、合資会社における意思決定問題を考えてみよう」といわれ、合名会社からではなく合資会社から始められるのである。従ってそこでは上述のように、合資会社における意思決定は無限責任資本によって行われ、有限責任資本はこれから除外され、株式会社における意思決定は大株主によって行われ、一般株主はそこから除外されるという、意思決定者の区別が示されるにとどまり、本来、意思決定に参加しうる出資者の一部にこれに参加しえない出資者が現われるに至ったという出資形態の差異は、従ってまたこの、資本機能の把握という側面からする企業形態の差異は論ぜられないままに終るのである。

以上われわれは、宮田企業形態論を紹介しながら、いくつかの論点について疑問を提起してきたのであるが、これら諸点に共通する疑問は、それらがいずれも合名会社からではなく、合資会社から論じ始められているということであった。そしてそのような次元から以下のように馬場企業形態論を批判されるのである。節を改めてみてゆくことにしよう。

II

批判は馬場克三著『株式会社金融論』(前掲)に対して行われるのであるが、前述のように宮田教授の企業形態論は、資本拠出者による企業損失の分担関係がその主題をなすのであるから、はじめにこの点からみてゆくことにしよう。

う。宮田教授は馬場理論が企業形態の差異を資本リスクの負担形態からではなく結合資本内部の機能分化関係から説明しているとして、まず、馬場教授の次の叙述を引用される。すなわち「本来同じ資格の機能資本であるはずのこの自己資本の結合の内部において、いまや支配と従属の関係が芽生え、機能と無機能との分化が現われるに至るのである。結合された自己資本の間に生ずるこの支配従属関係と機能分化とのさまざまな均衡の度合こそが企業形態の差異に結晶する」(馬場、前掲書——以下同じ——3頁)のである。そしてこのように、もっぱら「自己資本相互の結合……における機能分化を問題とする企業形態論」においては「企業損失の負担問題がでてこないのはいわば論理的必然」(宮田—69頁)であって、それは結合資本内部の機能分担関係のみに注目し、責任分担関係を「無視した見方」(宮田—64頁)であるからであると批判されるのである。

ところが宮田教授が引用しておられる馬場教授の上記の叙述には、実はその1行前に「営業の規模の拡大や危険分担の必要から、自己資本そのものにおいて複数の資本の結合が必要となるとき」(馬場——3頁、傍点——後藤)という記述があるのであって、そこから「本来同じ資格の……」というさきの引用文へと続くのである。従って企業危険の負担問題は「でてこない」のではなく、すでに出ているのであって、馬場教授が決してこれを「無視」しておられるのではないことは以下に示すとおりであるが、なぜか宮田教授はこのところを飛ばして読んでおられるのである。

しかもこのような読みとり方をされるのはここだけではない。続いて宮田教授は、危険分担と機能分化との関係について合資会社を引き合

いに出され、そこでの有限責任出資が責任を限定された出資であるがゆえに経営には参加しえないものであることを指摘され、次のようにいわれる。すなわち、このように「責任の限定……を出発点に据えてそこから、機能過程からの疎外関係を論理化するわれわれ」(宮田—70頁)に対し、馬場理論は「逆倒した理解」のものであり、「機能分化の進行にかかわらせて責任の限定を説かれるものようである」(宮田—70頁)と。そしてその「逆倒」の箇所を引用しながら次のように説明される。すなわち馬場「教授は、結合資本内部で無機能化する資本について、『事実上企業活動に参加しえない出資者に無限責任を負わしめることの苛酷不合理であることは誰の目にも明らか』(馬場 14—15頁、傍点—宮田)であるから、かれらは無限責任を免除されることになる、といわれるのである。これは……出資者間の機能分化が責任の限定を生む、という論理の運びである、といってもいいであろう」(宮田—70頁)と。

ここで引用されている馬場教授の叙述は実は合名会社についてのことであるが、それはさておき、その3行下から始まるパラグラフにおいて馬場教授は、経営不振のために出資者に多額の追加出資を課したパートナーシップの実例をあげられ、出資者の一部が追加出資義務を果さなかったことから機能分化が生じてゆく過程を次のように説明されている。「会社はひきつづく経営不振にもかかわらず、もはや無制限に追加出資を社員に要求することができなくなった結果、これ以上の追加出資を肯んじない社員の責任を事実上解除し、ひきつづき危険を冒して追徴に應ずる幹部社員に経営を賃貸委託(lease)するという措置に出たのである。……このようにして出資者の間に機能分化を生ぜし

めつつ、一部分の出資者を無機能化させる過程がパートナーシップのなかで進行したのである」(馬場—15頁)と。この叙述は宮田教授が批判されるような「機能分化の進行にかかわらせて責任の限定を説かれるもの」ではなく、むしろその逆、「責任の限定が機能分化を生む」という説明の順序であることは傍点の必要もないほど明白である。にもかかわらず宮田教授はなぜかこの箇所には触れられず、もっぱら「苛酷不合理」云々の1行をもって批判されるのである。

そこでその1行にたちかえることにしよう。さきにもふれたように、そこで引用されている馬場教授の叙述は合名社会についてのことであるが、この引用文が属するパラグラフの冒頭に「まず……パートナーシップについていえば」と明記されている。従ってそこで出資者は全員無限責任である。そしてこの無限責任社員たる「機能資本同志の結合のなかに一部の資本の無機能化を生ぜしめる要因が内在する」と続き、その要因として、老齢や不健康になった場合、あるいは死亡後の相続人が未成年で責任能力を欠く場合等々があげられ、これらの「事実上企業活動に参加しえない出資者に無限責任を負わしめること」は「苛酷不合理」であるから「これらの社員はやがて、いわゆる *sleeping partner*, または *dormant partner* として無限責任を免除される」(馬場—15頁, 傍点—後藤)と続くのである。従って馬場教授は、無機能化ということと無限責任の免除ということとを、表裏一体の関係にあるもの、同時進行的な関係にあるものとして把握しておられると読みよることができる。このことは、この引用文の次のパラグラフに「全社員無限責任を原則とするパートナーシップの中に無限責任を果さない

事実上の無機能化資本を生じ……」(馬場—15頁, 傍点—後藤)とあることから明らかであり、さらにこれに続いて上述の「追加出資」云々の1節があることから一層明らかである。

にもかかわらず宮田教授はわずか3行下のこのパラグラフにはいっさい言及されず、「苛酷不合理」の箇所1行をもって、さきにも引用したように「出資者間の機能分化が責任の限定を生むという論理の運びであるといってもいいであろう」とか、「機能分化の進行にかかわらせて責任の限定を説かれるものようである」とか批判されるのである。いささか自信なげではあるがともかくそのように読みとっておられるのである。このことは、パートナーシップにおいて発生する一部の社員の無機能化と無限責任の免除とを、宮田教授が、別個の事柄としてきりはなして理解しておられるものであることを示している。機能分化と責任限定との関係が「逆倒」しているという批判は何よりもそのことを物語っている。資本機能の把持と無限責任の負荷とはパートナーシップ社員の当然の属性であるとして、いわば盾の両面として把握しておられれば「逆倒」という理解は生じようがないであろうからである。況して馬場教授が、「自ら所有し自ら機能する機能資本が、対外的には無限責任を、それが結合した場合には相互の人的信頼を、基礎とせねばならないことは機能資本の性格それ自体のなかに……当然に包含せられているもの」(馬場—10頁)と書いておられることからすれば、そしてそのうえで上述のように、事実上の無機能化から無限責任の解除を、また、無限責任の回避から事実上の無機能化を説明しておられることからすれば、「逆倒」という批判はおよそ出てきようがない筈である。にもかかわらずそのように論じられると

いうことは、宮田教授が、合名会社の社員は資本機能と無限責任とを一身に併せもつ存在であるとは理解しておられないことを示すものではないかとさえ思われるのであるが、そのようなことはある筈がないし、実際、宮田教授は「資本の所有者（→自己資本）が……無限責任を負うのはけだし当然のこと」（宮田—69頁）とも述べておられるのであるから、そのような臆測は慎まなければならないであろう。

とすると宮田教授は、上に引用した馬場教授の文章を、それが書かれてあるとおりに読みとっておられることになる筈であるが、必ずしもそうではないこと上述のようであるとすれば、この間の事情は一体どのように考えたらよいであろうか。おそらくそれは、宮田教授の批判が馬場教授の叙述に即して内在的に展開されたものではなかったことによるものと思われる。すなわち、本節冒頭に引用したように宮田教授は、馬場企業形態論を規定して、それはもっぱら「自己資本相互の結合……における機能分化を問題とする企業形態論」であるから、「その議論のなかから企業損失の負担問題がでてこないのはいわば論理的必然である」と断定し、その理由を、「資本の所有者（→自己資本）が……無限責任を負うのはけだし当然のことで問題にしようがないからである（無限責任が原則！）」（宮田—69頁）ときめてかかっているものであった。ところが馬場教授は以下のように、自己資本相互の結合のなかに、ほかならぬ損失負担問題の発生をみておられるのである。

馬場教授はさきにも引用したように、パートナーシップにおける社員の一部が老齢、不健康等の理由で無機能化し無限責任を免除されてゆく過程を指摘されたのち、パラグラフを改めて次のように述べておられる。「無限責任の免除

は、しかしながら社員の生理的または個人的理由による場合のみではない。……マインズ・ロイヤル 鉱山 会社 や ミネラル・アンド・バッテリー・ワークスにおいて起ったような事例がむしろ一層重要であるであろう。すなわち、これらの会社では経営不振のため多額の追加出資を社員に求めるに至ったのであるが、必ずしも全社員が忠実に追加出資義務を果さなかったのである。たとえば、マインズ・ロイヤルでは1567年に総払込額 20,500 ポンドのうち、追徴金の延滞は実に 9,165 ポンドに達していたといわれ、この未払額は結局、経営を実際に担当した幹部社員の負担するところとなったのである。このことは全社員無限責任を原則とするパートナーシップの中に無限責任を果さない事実上の無機能化資本を生じたことを意味する。しかもこの事実上の無機能化はやがて公認の無限責任解除となってくるのである」（馬場—15頁）と。

見られるようにここでは、経営不振のために多額の追加出資を求められた自己資本が、必ずしも全員その無限責任を果しえたわけではなかったために、未払額は結局、経営を担当する幹部社員の負担するところとなり、つまり引続き無限責任を果しえたであろう社員に転嫁されることになり、全出資者無限責任を原則とする自己資本の結合の中に、無限責任を果さない事実上の無機能化資本を生ぜしめるに至った過程が鮮明に描かれている。そこでは企業損失の負担問題が、すなわち追加出資を負担する者と負担しない者との分担関係がまさしく問題にされている。宮田教授が強調される合資会社の形態的特質が、すなわち有限責任出資の無限責任出資に対する「いわば素面の責任転嫁」（宮田—70頁）が合名会社の段階において、従って事実上の関係として語られているのである。企業損失

の負担問題は出てきているのである。しかし宮田教授は、他の箇所と同様この箇所にも、なぜかまったくふれておられないのである。

III

馬場企業形態論に対するもうひとつの批判は資本結合形態に関するものである。馬場教授は周知のように「あらゆる企業形態において原則として、自己資本は機能資本であり、他人資本は自己資本に従属する無機能資本である」（馬場—3頁）として、企業形態の差異をつくり出す要因となるものは自己資本と他人資本との結合ではなく、自己資本と自己資本との結合であると規定される（同上）。そして資本結合の基本様式としては、機能資本と機能資本との結合と、機能資本と無機能化資本との結合という二つの型があるといわれるのであった（馬場—4頁）。

これに対して宮田教授は合資会社における有限責任出資をとりあげられ、「無限責任出資と……相和して合資会社資本を形成する……有限責任出資は、これを（馬場）教授流にいいかえると、無機能資本として他人資本」（宮田—67頁）であって、馬場教授のいわれるような「本来的には自己資本でありながら無機能化した資本」（馬場—3頁注）などではなく、「いわば素面の無機能資本」（宮田—67頁）である。従って合資会社は「自己資本（機能資本）と他人資本（無機能資本）の結合」（同上）という、馬場理論としては企業形態の差異に結実することのない資本結合体ということになって、「企業形態の一つとはいえなくなる……のではないか」（同上）という「素朴な疑問」（同上）を提起されるのである。

一読して分るように、このかぎりでは宮田教

授は、合資会社の資本がその一部を他人資本（無機能資本）によって形成されるものであると考えておられることを示している。ところが他人資本は貸付資本である。無機能資本も馬場教授によれば「単なる所有者としての資本家、貸付資本家」（馬場—2頁）である。従って、他人資本あるいは無機能資本は総じて貸付資本家の資本、あるいは同じことであるが貨幣資本家の資本の謂である。それは本来、事業への出資など思いもよらない資本である。にもかかわらずそのような資本が、合資会社の資本として、一部分であれその形成に参加するといわれるのである。貸付けられるのではなく出資されるといわれるのである。それは理論的には考えられない事柄である筈である。

にもかかわらずそのように考えておられるということは、宮田教授がそこにひとつの前提をおいておられることを意味する。それは貸付資本家が、貸付だけでなく、出資にも赴くことができるという、そういう条件の成立を前提しておられるということである。そしてその条件とは、貸付資本家が出資をしてもその出資分を回収することができるということ、つまり持分が譲渡されうるといことである筈である。でなければ貸付資本家はその資本を事業に出資するなどということはありえないことであろうからである。なぜなら貸付資本家の資本は本来、回収を保証された資本であるからである。

ところで事業へ出資をするということは、事業の継続を前提とするかぎり、出資者がその出資分を自分の手許にとりもどすなどということの、本来考えられない資本投下であることを意味する。すなわち事業の危険に対しては本来、無限に責任を負うべきものであることを意味する。従って、事業が継続されているにもかかわらず

らず、持分を譲渡して出資分を回収することができるということは無限責任を果さないということである。それは有限責任である。従って貸付資本家が出資することができるということは、すでに有限責任が行われていることを意味する。そこではもう企業形態は移行中なのである。そしてそのように本来、無限責任を果すべき出資者の中にこれを果さない出資者があらわれ、やがて合資会社ができあがるのであるとすれば、なぜ無限責任を果さない出資者があらわれるのか、そのような事態を生ぜしめた要因は何であるのか、という疑問が生ずる筈であり、この疑問の解明がおのずから合資会社形態の成立を、ひいては合資会社の企業形態としての特徴を説明することになる筈である。従って合名会社を合資会社へ移行せしめる要因、つまりは両者の企業形態としての差異を生み出す要因も、この疑問の解明によって得られるとしなければならない。

ところが宮田教授はさきにも引用したように合資会社は「自己資本（機能資本）と他人資本（無機能資本）の結合」であるから「自己資本（機能資本）と自己資本（機能資本）の結合」をもって企業形態の差異を説明される馬場理論にあっては、それは「企業形態の差異に結実しない資本結合体ということになって……企業形態の一つとはいえなくなる……のではないか」と批判されるのであった。従ってこのかぎりでは宮田教授は、「自己資本と他人資本との結合」こそが「企業形態の差異に結実」し「企業形態の一つ」となりうる結合の型であると主張しておられることになる。しかしながらそのように「自己資本と他人資本との結合」をもって企業形態の差異を説明するということは、さきにもふれたように、すでにそこに貸付資本家による

出資を、従って持分譲渡の成立を、従ってまた有限責任の成立を前提しておられることを示すものであって、宮田教授は有限責任の存在を前提にして合資会社を説明しておられることになるわけである。なぜ有限責任が出てくるのかという、有限責任を発生せしめた要因から合資会社の特徴を解明するのではなく、すでに有限責任が成立しているから、だからそれは合資会社なのだと述べておられることになるわけである。説明さるべきものを前提して説明しておられるのである。

そうはいうものの宮田教授も「素朴な疑問」と自認されるように、必ずしも自説として合資会社を「自己資本（機能資本）と他人資本（無機能資本）の結合」と考えておられるわけではないように見うけられるのであって、われわれもそのかぎりでの指摘にとどめたいのであるが、しかしながら他方では宮田教授が、この箇所をさして、「さきにわれわれは、合資会社における有限責任の出資を、（馬場）教授のいわれる無機能化資本ではなく無機能資本として、会社資本……の形成に参加したものである、ということ根拠に（馬場）教授の所説を批判した」（宮田—70頁）のであるといわれるところをみると、企業形態の差異を論ずるにあたって宮田教授は、やはり真底、合資会社の有限責任出資を無機能資本として他人資本であると考えておられるのではないかと思わざるをえないのである。とすればこれはやはり額面どおりの「素朴な疑問」であるとしなければならないであろうが、それはさておき、宮田教授は別の箇所では次のように述べておられる。「馬場理論においては、本来の無機能資本は他人資本であり、それは借入れた資本ということで……あるが、しかし事態はそれほど簡単ではない。一般

的にいって、無機能資本でも他人資本ではないものがあるからである（他人資本即無機能資本とはいっても、その逆は必ずしも真ではない）。合資会社における無機能資本部分はそれにあたるが、それは有限責任出資によって構成される部分である」（宮田—69～70頁、傍点—宮田）と。

ここでは宮田教授は、無機能資本即他人資本とはいえないと述べておられるのであるから、無機能資本でも自己資本となる資本がある、つまり無機能資本でも貸付でなく出資をする資本があると考えておられるものとみてよいであろう。とすればこの場合、無機能な資本と表現した方がいいのであろうが、それはともかく、この、無機能であってしかも自己資本となりうる資本をこそ馬場教授は無機能化資本と呼んでおられるのであった。企業形態の差異をつくり出す自己資本相互の結合の型として機能資本と機能資本、機能資本と無機能化資本というふたつの基本様式をあげておられる所以である。従ってここでは「無機能資本でも他人資本ではないものがある」という宮田教授による批判は当たらないのであるが、なぜそのようなお門違いをされるのであろうか。確かに「事態はそれほど簡単ではない」のである。

宮田教授は、馬場教授の資本結合のふたつの型を説明されたあと、「すぐわかるように、……それらは結局、機能資本と機能資本の結合という唯一の型に収斂できるもの」であって「単一・一元論」であり、「通常いわれるのが、そのほか機能資本と無機能資本の結合」という「二元論的性格のもの」（宮田—67頁）であると分類されるのであるが、そうすると宮田教授は、馬場教授が「基本様式」とまで述べておられるふたつの型をなぜ「唯一の型に収斂できる

もの」と解釈されるのであろうか、という疑問が生ずるのである。つまり「機能資本と無機能化資本との結合」をなぜ「機能資本と機能資本との結合」のなかに押し込めてしまわれるのであろうか、ということなのである。宮田教授は「すぐわかるように」といわれるけれどもなかなかわからないのである。前後の文章をくり返し読んでいろいろ考えたすえ、おそらくそれは馬場教授が、この無機能化資本のことを「自己資本の内部における機能分化の結果、本来的には自己資本でありながら無機能化した資本」（馬場—3頁注）であるとして書いておられることから、結局それは機能資本の結合から出てきたものとして、無機能資本へ化してゆく資本として、すなわち結合の中から外へ一方向的に生じてきたものとして、理解されたことによるものであろうと思いついたのである。感の鈍い話であるがこの解釈がまちがっていないとすれば、ここでもまた宮田教授は馬場教授の叙述を読みとっておられないことになる。すなわち、馬場教授は確かに上に引用したように注記しておられる。しかしながらそれは何よりもまず「機能資本と無機能化資本との結合」である。「結合」である以上、別々に存在する複数の資本が予定されている筈である。従って無機能化資本もまた「結合」さるべく社会に存在する資本である。馬場教授はそのような資本の存在を、パートナーシップに発生する「無機能出資」として述べておられる。すなわち、パートナーシップにおいて追徴がくりかえされ、これに応じきれない出資者があらわれるとき、その「出資者がひきつづきその持分を維持しようと欲するならば、彼は自分の勘定で借入金を探しもとめるか、もしくは後援者を見付けねばならない。利子禁止の影響がまだ残っていた時代には後の

方法、すなわち無機能的な下請出資 (under-adventure) が多く求められたのである。まして業績のあがっている会社に対しては、利殖を求める無機能資本が出資の機会を得ようとして待ちかまえているからなお更のことである。機能資本の結合であるパートナーシップのなかに、このようにして無機能出資が潜入してくるのである」と(馬場—16頁)。

ここでは、表現こそ「無機能化資本」とは書かれていないが、「無機能出資」、「無機能的な下請出資」、「利殖を求める無機能資本が出資の機会を」等々にみられるように、明らかに「無機能資本でも他人資本ではないもの」の存在が示されている。しかしながら宮田教授は、ここでもいっさい、これらの記述にはふれられないままなのである。

む す び

以上われわれは、部分的ではあるが、宮田企業形態論およびそれによる馬場企業形態論批判を検討してきたのであるが、そこで分ったことは、宮田教授が企業形態論を、合名会社からではなく合資会社から始めておられるということであった。つまり無限責任からではなく、有限責任から議論を始めておられるのであった。従って無限責任からの有限責任への転化、つまり合名会社からの合資会社への発展は論ぜられることがなく、企業形態の差異は責任範囲の広狭や負担程度の軽重、あるいは資本結合度合いの強弱ということにとどまるのであった。

これに対して馬場教授は、すでに数か所にわたって引用したように、企業形態論を合名会社から、従って無限責任から始めておられ、はかならぬその無限責任の負荷すなわち追加出資の賦課が、無限責任の免除すなわち有限責任の成

立をみちびくと述べておられるのであった。そしてそれが無機能化と規定され、「無機能出資の発生」が語られ、合資会社の成立へと説き及んでおられるのであった。そこではいわば無限責任のなかから有限責任が析出され、もって新たな企業形態に結晶するという把握がなされているのである。従って宮田企業形態論のように、すでに成立して企業の外に制度化されている有限責任から立論したのでは、無限責任は、有限責任と同じ平面に立つものとしてしか理解されず、従ってまたそこからの批判では、馬場企業形態論にみられる立体的な把握も看過されざるをえないのであった。

しかしながら宮田企業形態論が、有限責任の存在を前提としてそこから始められているということは、宮田教授が、つまるところ、自己資本と他人資本との結合を資本結合様式のひとつとする立場に立っておられることと無縁ではないのである。すなわち他人資本は、もともと貸付—返済という形で回収を保証された資本であり、事業の危険を負担することのない資本であるが、持分の譲渡—出資の回収が可能となると、他人資本の出資も行われうることになり、他人資本の本性としてその出資は当然にも有限責任でなければならず、宮田企業形態論と宮田資本結合論とはまさしく軌を一にするものになることになる。

ところで宮田企業形態論は、「対外損失の存在に注目する……企業形態」論(宮田—60頁)として、企業形態の差異を規定する要因を資本リスクの負担形態に求めておられたのであるが、いまこうして、合資会社、有限責任、他人資本という一連の過程をつないでみて、その理由の一端を窺い知ることができたのである。これに対して馬場教授は、そのような「対外損失

の存在」する場合だけでなく、事業拡張というより一般的な場合にも無機能化は進行するものであることを、以下のように述べておられるのであった。少し長くなるが引用しておこう。さきに第Ⅱ節にあげた追加出資云々のパラグラフに直接続く箇所である。あの箇所と同様、ここもまたまったく宮田教授はふれておられない。

「だが出資者の間の機能分化は営業不振の場合にだけ起るのではない。追加出資の要求が営業の拡大にもとづいて生ずる場合においても、またパートナーシップのなかに無機能出資の発生することが避け難い。元来、ソキエタスは少数の機能資本の間の信頼にもとづく結合を特質とする。したがって機能資本の結合単位数には限界がなければならない。パートナーシップにおいては持分の数が固定していて、資本の増加を持分数の増加によらず、各持分の出資の追徴に求める理由がここにある。この場合、もしも無理に持分数を増加させるならば、機能資本の間の葛藤と統制不能による分裂を招く危険が生ずるのである。このような理由から、パートナーシップにおける営業の拡大は社員の持分に対する追徴という形で行われることになるのである。ところが、その追徴額があまりに大きいために出資者がその負担に堪ええないということはいくらでも起りうる。この場合、もし出資者がひきつづきその持分を維持しようと欲するなら、彼は……後援者を見付けねばならない。」かくて「無機能的な下請出資」者や「利殖を求

める無機能資本」などの「無機能出資」が「パートナーシップのなかに……潜入してくるのである。」と。(馬場—15～16頁)。

ここでは、営業の拡大を持分数の増加によって実現した場合に予想される、支配権の帰趨をめぐっての出資者間の葛藤や統制不能という事態を回避するために、追徴という形で無限責任の賦課が行われ、それがひいては、「無機能出資」をよびおこし、かくて合名会社は合資会社へ移行してゆくという、その過程が描かれているのである。「結合された自己資本の間に生ずるこの支配従属関係と機能分化とのさまざまな均衡の度合こそが企業形態の差異に結晶する」(馬場—3頁)とされている所以である。

かくてわれわれは、馬場企業形態論が、宮田教授の主張される「対外損失」の場合も、宮田教授のとりあげられない「営業拡大」の場合も、いずれの場合にも、無限責任の賦課によって、機能分化が進行し支配従属の関係が現われ、それが企業形態に結晶するものであると述べておられることを知ることができた。とはいえこれをもって、馬場企業形態論の全体を尽しえたとするものでは勿論なく、宮田企業形態論についてもなお多くの論点を残している。ただ本稿は以上のように、宮田企業形態論における方法の問題をとりあげたにすぎない。株式会社論をはじめ擬制資本論についてはまったくふれていない。次稿を予定して、ひとまず終ることにしたい。